

欠陥と因果関係の立証(2)

— 裁判例にみる欠陥・因果関係の立証 —



朝見 行弘 Asami Yukihiko 弁護士/久留米大学法学部 教授

製造物責任を専門分野とし、特にアメリカの製造物責任についての研究を重ねている。近年では、NPO法人消費者支援機構福岡の理事長として、消費者契約をめぐる実務にも深く関与している

具体的な欠陥原因の立証

製造物責任法は、「当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」(2条2項)をもって欠陥と定義しており、同法に基づく賠償請求に当たっては、消費者において、製造物の欠陥およびその欠陥と損害発生との因果関係を立証しなければなりません。

しかし、専門的な知識や技術を持たず、製造物についての情報を持たない消費者にとって、具体的な欠陥原因を立証することはきわめて困難です。そこで、経験則上、欠陥の具体的な原因事実を推認させる「不相当に危険な製造物の性状」の存在を主張立証できれば、欠陥の存在について一応の推定が成立し、その推認を覆すに足りる事実を製造業者等が主張立証できない限り、欠陥の存在を認めるべきものと考えられるようになり、裁判例においても、原告は、事故発生の機序(しくみ)まで主張立証する必要はなく、製造物を適正な使用方法で使用していたにもかかわらず、通常予想できない事故が発生したことを主張立証することで足りるとされるようになったのです。

欠陥の推認が認められた事例

左大腿部に受けた低温やけどがズボンのポケットに入れていた携帯電話またはそのリチウムイオン電池の発熱によるものであるか否かが

争われた事例では、第一審^{*1}が、携帯電話またはリチウムイオン電池の発熱によってやけどが生じたとは認められないとしたのに対し、控訴審^{*2}は、原告は、通常の用法に従って携帯電話を使用していたにもかかわらず、身体・財産に被害を及ぼす異常が発生したことを主張立証すれば足り、「それ以上に、具体的欠陥等を特定した上で、欠陥を生じた原因、欠陥の科学的機序まで主張立証責任を負うものではない」として、携帯電話の欠陥を認定しています。

ふとん乾燥機からの出火による火災死亡事故事例^{*3}では、製造物の大部分が焼損しているような場合には、事故原因や発生メカニズム、それに基づく当該製造物の客観的性状などを詳細に特定して主張立証することには限界があり、原告に厳格な主張立証を求めることは、被害者の保護を図ろうとする製造物責任法の趣旨にも反するとして、外的要因によらずして当該機械から出火したのであれば、当該機械が通常有すべき安全性を欠いていたものというべきとされました。また、取り付けられた手すりをつかんだところ、手すりのブラケットが折損して、土間に落下した負傷事例^{*4}でも、原告が、通常予見される使用形態にのっとって本件手すりを使用していたところ、ブラケットが破損したというのであるから、手すりには欠陥があったと推認すべきものと判断されています。

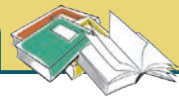
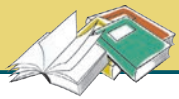
さらに、エンジンの欠陥によって陸上自衛隊

*1 仙台地裁平成19年7月10日判決『判例時報』1981号66ページ(第1審)

*2 仙台高裁平成22年4月22日判決『判例時報』2086号42ページ(控訴審)。なお、控訴審においては、221万円余りの損害賠償が認容されているが、そのうちの150万円は原告が独自に専門家に依頼して携帯電話機の調査・分析を行った費用とされている

*3 大阪地裁平成25年3月21日判決ウエストロー・ジャパン2013WLJPCA03216005

*4 福岡地裁平成25年4月5日判決『消費者法ニュース』97号375ページ



の対戦車ヘリコプターが急激に出力を失って墜落し、ヘリコプターが損壊するとともに搭乗者2名が重傷を負ったため、国がヘリコプターの修理費用および搭乗員の治療費についてエンジン製造業者に賠償を請求した事例^{*5}でも、原告は「製造物を適正な使用方法で使用していたにもかかわらず、通常予想できない事故が発生したことを主張、立証することで足り、それ以上に欠陥の部位やその態様等を特定した上で、事故が発生するに至った科学的機序まで主張立証すべき責任を負うものではない」とされ、自転車で走行中に、サスペンションが分離して転倒し、頸部^{けいぶ}から下が全まひとなる人身傷害が発生した事例^{*6}でも、自転車が特性に従って通常予想される使用形態で使用されていたことを前提として、転倒の原因が自転車の部品であるサスペンションの分離であることが主張立証されれば、欠陥の主張立証としては必要十分であり、サスペンションの分離に至る詳細な科学的機序あるいは構造上の不具合まで主張立証する必要はないとされています。

欠陥の推認が否定された事例

事実推定則に基づく欠陥の推認が否定された裁判例には、走行中の自動車が対向車両と正面衝突し、運転者および同乗者が死亡または傷害を負った事例^{*7}で、衝突直前に急ブレーキがかけられ、急激なハンドル操作がなされていることから、自動車のハンドル操作システムが機能していたと推認するとともに、事故の前後にリコールが通知されていることをもって事故原因とリコールとの関係やハンドル操作システムの不具合を推認することはできないとしたもの

や、電気カーペットからの出火による火災死亡事例^{*8}で、カーペットの電源コードの断線部で短絡(ショート)が生じたことによって発火したと認めるのが相当であり、電源コードに断線を生じさせ得る外的圧力を加えることなく使用していた事実が認められない以上、断線部における短絡およびそれによる発火の事実のみにより、カーペットが欠陥を有していたと推認することはできないとしたものがあります。

これらの裁判例では、適正な使用方法による製造物の使用という事実が主張立証されておらず、事実推定則を適用する前提事実を欠くものであって、事実推定則の考え方そのものが否定されたものではないと考えられます。

そして、茶のしずく^{せっけん}石鹸コムギアレルギー訴訟^{*9}でも、大阪判決^{*10}が、化粧品によるアレルギー被害に関する欠陥を判断するには、種々の事情を考慮、評価すべきであり、化粧品の使用により消費者に異常が発生したからといって、直ちに当該製品が通常有すべき安全性を欠いていると認めるべき経験則は存在しないとしました。また、東京判決および名古屋判決^{*11}も、事実上の推定は裁判官が経験則により間接事実から別の要証事実を推認するという心証形成過程を表すものに過ぎず、欠陥の認定に当たって考慮すべき事情は、製品の種類、事故の態様、欠陥の態様等によって異なるものであって、製品起因性と通常の使用形態という2つの事実が存在すれば欠陥があるとする経験則が常に妥当するとは言い難く、欠陥の認定一般において事実上の推定を働かせることはできないとして、経験則に基づく欠陥の推認に消極的な立場を示しています。

*5 東京地裁平成24年1月30日判決『訟務月報』58巻7号2585ページ(第1審)。なお、東京高裁平成25年2月13日判決『判例時報』2208号46ページ(控訴審)、最高裁平成26年10月29日決定ウエストロー・ジャパン2014WLJPCA10296010(上告棄却、上告受理申立て不受理)

*6 東京地裁平成25年3月25日判決『判例時報』2197号56ページ

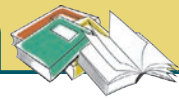
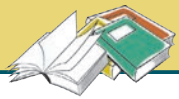
*7 東京地裁平成20年12月24日判決ウエストロー・ジャパン2008WLJPCA12248003

*8 東京地裁平成24年8月31日判決ウエストロー・ジャパン2012WLJPCA08318015

*9 ウェブ版『国民生活』2021年12月号38ページ(コラム1) https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202112_15.pdf

*10 大阪地裁平成31年3月29日判決 裁判所ウェブサイト https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/741/088741_hanrei.pdf

*11 東京地裁平成30年6月22日判決 裁判所ウェブサイト https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/148/088148_hanrei.pdf 同旨、名古屋地裁令和3年12月15日判決TKC LEX/DB 25591581



茶のしずく石鹼コムギアレルギー訴訟における製品被害は化粧品によるアレルギーであり、化粧品を適正に使用した場合であっても、さまざまな要因によってアレルギーが発症する可能性があるという特性から経験則の成立を否定したものであり、他の製品に一般化して事実推定則そのものを否定するものと解することは不適切と考えられます。なお、これらの判決は、いずれも事実推定則に依拠することなく、化粧石鹼である茶のしずく石鹼の欠陥性を認定しています。

因果関係の立証

因果関係については、具体的な欠陥原因を「欠陥」と捉えるのであれば、原告は、具体的な欠陥原因と損害との因果関係を主張立証すべきことになり、通常有すべき安全性を欠いているという製造物の性状を「欠陥」と捉えるのであれば、因果関係とは、損害がそのような性状を有する製造物に起因すること（製品起因性）を主張立証すれば足りることになります。

製造物を適正な使用方法で使用していたにもかかわらず、通常予想できない事故が発生したことの主張立証をもって欠陥の存在を事実上推認するのであれば、同時に製品起因性も推定されることになり、製造業者等において因果関係の推定を覆すことが必要となります。

事実推定則によって欠陥を裏づけるだけの経験則が存在しない場合には、原告において、具体的な欠陥原因を主張立証し、損害との因果関係も主張立証しなければなりません。そして、この因果関係を直接に立証する証拠が乏しい場合には、間接事実を立証することによって因果関係を推認するという手法が用いられます。

ファストフード店で購入したジュースに混入していた異物によって被害者が咽頭部を負傷し

た事例^{*12}では、被害者の治療中に当該飲料が破棄され、内容物の検査がなされなかったところ、①原告は当該飲料を飲んだ直後受傷していること ②被告が当該飲料を販売してから、原告が飲むまでの間に、のどに傷害を負わせるような異物が当該飲料に混入する機会はなかったと考えられること ③原告は受傷当時、歯科治療を受けておらず、ハンバーガーなどをすべて食べ終わってから当該飲料を飲んでおり、口腔内にあらかじめ異物が存在していたとは考えられないことなどの事実から当該飲料に異物が混在していたとして、当該飲料と負傷との因果関係が認定されています。また、自動車用燃料添加剤の使用によって自動車に不具合が生じ、エンジンの交換費用などに対する製造業者の賠償責任が争われた事例^{*13}では ①燃料添加剤の使用開始から約5カ月後から2カ月余りの間に連続してエンジン不調が生じていること ②2回のエンジン交換によっても改善しなかったこと ③3回目に燃料添加剤の入った燃料タンクを交換した後にエンジン不調が発生していないことに基づいて、燃料添加剤とエンジン不調との間に一定の条件下で因果関係の存在が認められています。

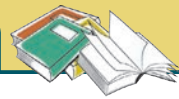
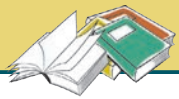
因果関係が認められないとされる場合については、製造物あるいはその性状と損害発生との間に因果関係が存在しない場合（製品起因性の不存在）と製造物あるいはその性状以外の他原因と損害発生との間に因果関係が存在する場合（他原因の存在）とに分けることができます。

製品起因性の不存在が認められた事例としては、灯具に組み込まれたLEDの短絡・加熱につき、LED内における温度の上昇・下降がLEDのエキポシ樹脂によるシーリングによるものであるかは明らかではなく、LEDに欠陥があるとは認められないとされた事例^{*14}、人工呼吸器に接続していたチューブが脱落したにもかかわらず

*12 名古屋地裁平成11年6月30日判決『判例時報』1682号106ページ

*13 甲府地裁平成14年9月17日判決ウエストロー・ジャパン 2002WLJPCA09176002

*14 東京地裁平成26年3月20日判決ウエストロー・ジャパン 2014WLJPCA03208020



アラームが作動せず、発見が遅れたため、呼吸不全により死亡したという原告の主張に対し、アラーム機能は正常に作動していたことが強く推認され、接続部分の形状等に照らし、容易に脱落が生ずることは考え難く、脱落および機器のアラームが鳴らなかった事実を認めることはできないとされた事例^{*15}、^{のういつけつ}脳溢血の後遺症の治療のために服用した治験薬の副作用による虚血性心不全について、治験薬に^{こうそく}心筋梗塞^{じやっき}を惹起せしめるような心刺激性を認めることはできず、死亡との間の関連性を認めることができないとして、治験薬の投与と死亡との因果関係を否定した事例^{*16}を挙げることができます。

また、他原因の認定によって因果関係を否定した裁判例として、ダクト式無煙ロースターからの出火による建物の焼損について、原告がダクトに断熱材が巻かれていなかったことを欠陥原因として主張したのに対し、出火原因は日常のメンテナンス不良によりダクト内に付着した

油脂に引火したものであるとし、ダクトに断熱材を巻かなかつたことと火災発生との因果関係が否定された事例^{*17}、事業用大型貨物自動車のエンジンから出火して全損した事故につき、原告が主張するエンジン組み立て工程におけるコンロッドキャップボルトの締め付け不良を否定し、被告の主張するメンテナンス不良によるエンジンオイルの劣化に伴うスラッジの発生が原因であるとしてエンジンの欠陥を否定し、油圧ウォーニングランプ等の警告装置は、エンジンオイルの定期的交換を前提としたものであり、定期的交換を怠ったことによって作動しなかったことをもって欠陥ということとはできないとした事例^{*18}がみられます。

因果関係の立証は、製造物責任法に固有な問題ではなく、医療過誤や自動車事故など不法行為一般において問題となるものであり、その立証負担の軽減については、事実推定則などの積極的な活用を図ることが必要となります。

コラム 八尾テレビ火災訴訟

製造物責任法施行前の裁判例として、テレビの欠陥に起因する火災によって事務所を全焼する損害を被ったとする建設会社からテレビ製造業者に対して提起された民法709条の不法行為責任に基づく損害賠償請求訴訟において、過失を推認するために「欠陥」という媒介概念を用いた事例がある(大阪地裁平成6年3月29日判決『判例時報』1493号29ページ)。この判決においては、「製品の製造者は、製品を設計、製造し流通に置く過程で、製品の危険な性状により利用者が損害をこうむることのないよう、その安全性を確保すべき高度の注意義務(安全性確保義務)を負う」として、安全性確保義務違反をもって過失として捉えよう、^え「利用時の製品の性状が、社会通念上製品に要求される合理的安全性を欠き、不相当に危険と評価されれば、その製品には欠陥がある」として、「製品に欠陥のあることが立証された場合には、製造者に過失のあったことが推認される」と判示されている。すなわち、「製造者が安全性確保義務を履行し、適切に設計、製造等を行う限り、欠陥原因の存する製品が流過程に置かれるということは通常考えられないから、欠陥原因のある製品が流過程に置かれた場合、設計、製造の過程で何らかの注意義務違反があったと推認するのが相当」であり、「製造者が責任を免れるには、製造者において欠陥原因を解明するなどして右の推認を覆す必要がある」としたのである。そして、「具体的な欠陥原因(機械的、物理的、化学的原因)」の立証責任を原告に課すならば、「特別な知識も技術も有しない利用者が、主として製造者の支配領域に属する事由を解明しなければならないことになり、製品が完全に損壊し欠陥原因の特定ができなくなった場合には、製造者は常に免責されることになる」として、「社会通念上製品に要求される合理的安全性を欠き、不相当に危険と評価される」製品の性状をもって「欠陥」として捉えている。

1994年6月22日に製造物責任法が成立する約3カ月前に下された判決であるが、同法の責任要件である「欠陥」の立証につながる大きな意義を有する判決であるということが出来る。

*15 東京地裁平成28年11月25日判決ウエストロー・ジャパン 2016WLJPCA11258004

*16 東京地裁平成17年2月24日判決ウエストロー・ジャパン 2005WLJPCA02240015

*17 大阪地裁平成18年10月20日判決『判例時報』1982号125ページ

*18 東京地裁平成26年2月19日判決ウエストロー・ジャパン 2014WLJPCA02198003